

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）	1
○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）	6
○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）	9
○冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）	10
○特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）	12
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）	13

一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

<p>[削る] [削る] [削る]</p> <p>(2) [略]</p> <p>第 28 条関係 第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0804(2022)ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p> <p>第 39 条関係 本条第 1 項第 2 号に規定する「在宅酸素療法の液化酸素」であって、法第 20 条の 5 第 1 項に基づき、本条第 2 項に規定する販売業者等がその購入する者等に周知しなければならない基本的事項は、「JMG-HOT001」(一般社団法人日本産業・医療ガス協会、令和 4 年 4 月 1 日制定)によるものとする。なお、これに伴い「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」(平成元年 11 月 8 日付け元保安第 69 号)は廃止する。</p> <p>第 57 条関係 第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0804(2022)ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p> <p>第 78 条関係 代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。 さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。 なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。 ただし、第 66 条第 1 項第 15 号に規定する製造施設によって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安主任者又は保安係員の代理者の 1 と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2 以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提であることに留意すること。)</p> <p>(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について 第 2 条関係 いわゆる付属冷凍について いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。</p>	<p>する。 ② 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 13 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号ロを準用する。 ③ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 14 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号イを準用する。 ④ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 19 号については、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号を準用する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第 28 条関係 第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p> <p>[新設]</p> <p>第 57 条関係 第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p> <p>第 78 条関係 代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。 さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。 なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。</p> <p>(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について 第 2 条関係 いわゆる付属冷凍について いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。</p>
---	--

コンビナート保安規則にの運用及び解釈について

の設置は選択肢の一つであって、水素スタンドの容器置場であることをもって、必ずしも必要とするものではない。

6. [略]

第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第25条第1項第15号に規定する製造施設のみによって高圧ガスを製造する事業所（石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。）にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安主任者又は保安係員の代理者の1と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする（兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提となることに留意すること。）。

(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第6号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器（例えば蓄圧機の本體と一体となっているオイルセパレータ等）をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器（圧力だめ、冷却器を含む。）は含まれないものとする。

(4) 第7号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第8号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ（フィルターを含む。以下同じ。）をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径（D）が320mm（呼び径12B相当）以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径（d）との比（D/d）が2.0以下のものとする。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第6条関係

第3号は、温度計の精度について規定しているものであり、「1年ごとに計量法（・・・）第144条第1項の登録事業者が同法第134条第2項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第104条第2項の規定により基準器検査規則（・・・）で定められた温度計であって当該温度計と同じ種類の温度基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている温度計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該温度計の1目量以内であることを規定している。なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている温度計の精度確認の周期を意味するものではない。

第7条関係

る等の措置を講じること。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. [略]

第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第5号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器（例えば蓄圧機の本體と一体となっているオイルセパレータ等）をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器（圧力だめ、冷却器を含む。）は含まれないものとする。

(4) 第6号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第7号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ（フィルターを含む。以下同じ。）をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径（D）が320mm（呼び径12B相当）以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径（d）との比（D/d）が2.0以下のものとする。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

[新設]

[新設]